

報告第8号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	中野区弥生町 一丁目在住 個人	申告日：令和5年5月29日 ・寄附金税額控除に関する調査が 不十分でありながら、賦課期日を 徒過したことにより、損害を与え た。 (区民生活部)	140,686円
			令和6年1月25日
2	荒川区東日暮里 一丁目所在 法人	事故日：令和5年11月9日 場 所：杉並区南荻窪一丁目 ・信号待ちをしている停止中の車 両に追突し、玉突き事故を発生さ せ、その更に前方に停車中の車両 に損傷を与えた物損事故 (危機管理室)	880,044円
			令和6年2月2日

3	杉並区高井戸東 四丁目所在 法人	<p>事故日：令和5年3月3日 場 所：杉並区高円寺南二丁目</p> <p>・車線変更をする際、右側車線を走行していた車両後部に接触した物損事故。</p> <p>(都市整備部)</p>	682,744円
			令和6年3月28日
4	練馬区桜台 三丁目在住 個人	<p>事故日：令和5年11月9日 場 所：杉並区南荻窪一丁目</p> <p>・信号待ちをしている停車中の車両に追突し、搭乗者を負傷させた人身事故。</p> <p>(危機管理室)</p>	198,055円
			令和6年3月29日
5	埼玉県川口市三ツ 和一丁目在住 個人	<p>事故日：令和5年11月9日 場 所：杉並区南荻窪一丁目</p> <p>・信号待ちをしている停車中の車両に追突し、搭乗者を負傷させた人身事故。</p> <p>(危機管理室)</p>	813,330円
			令和6年4月10日